

部活動の活動方針

1 教育目標

人間性豊かな生き生きとした生徒の育成

2 部活動の基本方針

(1) 適切な指導

柏市「部活動のあり方に関するガイドライン」に基づき、自主性・自立性を尊重し、体罰・ハラスメントを根絶した適切な指導を行う。

(2) 活動時間及び休養日について

- ① 1週間のうち、平日に1日以上休養日を設定する。
- ② 原則、土日のいずれかを休養日とする。繁忙期であっても、1ヶ月あたり1日以上休養日を設定する。
- ③ 年間で100日以上完全休養日を設定する。
- ④ 年間の休養日数が十分に確保されるよう記録し、調整する。
- ⑤ 部活動の完全下校を最長17時30分までとする。
- ⑥ 平日の活動は、朝もしくは放課後のどちらかとする。
- ⑦ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、土日祝日は3時間程度を限度とする。
- ⑧ 平日の延長練習については、やみくもに認めるのではなく、校内で決まりを作り、延長練習の日常化を防ぐ。
- ⑨ 定期考査前は、生徒の家庭学習時間が確保できるよう、適切に配慮する。
- ⑩ 長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期間のまとまった休養日を設定し、生徒に十分な休養を与える。

3 設置部

陸上競技・バスケットボール・軟式野球・バレーボール
ソフトテニス・卓球・バドミントン・吹奏楽

4 部活動の約束

原則的に定期テスト前の3日間は活動しない。また、朝練習は1週間前からなしとする。

※ただし、公式大会（春季・東葛、総体、新人戦、冬季、1年生・県大会以上）前は校長の許可を得て、担当と確認後全体に知らせて実施可とし、保護者あて文書も作成する。

「活動時間」

① 朝練習

7：10～7：55

*登校は7：00以降とする。

※顧問不在の活動は認めない。

※8：20の着席完了が余裕をもってできるように、8：15には教室にいる。

② 放課後の活動

完全下校時刻の15分前までとする。

③ 休日および休業中の活動

生徒の体力や活動の内容に応じて、過度にならないように配慮し、原則的に(4時間)17：00までとする。ただし、体育館を使用する部活については、分割があるので、その月の完全下校時刻15分前までの延長を認める。

「服装・持ち物」

①原則として校内生活の規定に準ずる。ただし白のTシャツやユニフォーム、その部活動特有の衣類や用具、及び部活でそろえて購入したものなどは顧問の責任のもとで着用を許可する。校内生活では認められない。白のTシャツでもスポーツ用を主とし、ファッション性の高いものやおしゃれ着は認めない。

②休日の登下校はジャージ・体操服・ユニフォーム等、土中生とわかるものを着用する。冬季のウィンドブレーカー等の防寒着も可とする。◆そろいや土中名前入りでなく、個人購入のTシャツ等での登下校は認められない。

③競技によって認められているアンダーシャツやソックス等の使用は、部活動の時間帯のみとする。校内生活（登下校を含む）では認められない。（顧問の指示による）

④ バッグ等、他の物についても、土中バッグ及び、部内で揃えたものを使用する。(休日に関しては顧問の指示で)

⑤ 水筒以外の飲み物(カン・ビン・パック・ペットボトル)での飲料は禁止とする。

※部として顧問が用意した物、保護者からの差し入れ等は可とする。

※また、夏季に補充用として、どうしてもペットボトルでの持ち込みが必要な場合は、むき出しのまま表に出したり、そのまま飲むことはしない。

5 最終下校時刻

令和3年度 完全下校時刻

1 学期	
4 月	→ 1 7 : 3 0
5 月	→ 1 7 : 3 0
6 月	→ 1 7 : 3 0
7 月	→ 1 7 : 3 0
2 学期	
9 月 1 日 ~ 9 日	→ 1 7 : 3 0
9 月 1 2 日 ~ 2 9 日	→ 1 7 : 3 0
1 0 月 2 日 ~ 1 3 日	→ 1 7 : 1 5
1 0 月 1 6 日 ~ 3 1 日	→ 1 7 : 0 0
1 1 月 1 日 ~ 1 0 日	→ 1 6 : 4 5
1 1 月 1 3 日 ~ 1 2 月 2 2 日	→ 1 6 : 3 0
3 学期	
1 月 9 日 ~ 1 2 日	→ 1 6 : 3 0
1 月 1 5 日 ~ 2 月 2 日	→ 1 7 : 0 0
2 月 5 日 ~ 2 8 日	→ 1 7 : 1 5
3 月 1 日 ~ 2 4 日	→ 1 7 : 3 0
春季・夏季休業	→ 1 7 : 0 0
冬季休業	→ 1 6 : 3 0